

**「入管法（出入国管理及び難民認定法）改定」法案の廃案、
そして難民や在留資格なき外国人の、
いのちと人権の保障を強く求める声明**

「入管法改定」法案（以下、改定法案）が、2023年4月13日より通常国会で審議され始めた。

わたしたちは、この改定法案に対して、下記の問題点に基づいて強く反対し、国会に対して廃案を求める。また同時に、難民申請中の方々や、様々な事情により在留資格なき外国人の方々の生存権が保障され、社会の一人ひとりのいのちと人権が守られる社会・世界とすることを日本社会に対して強く訴える。

この法案は、2021年通常国会に提出されて多くの反対により廃案とされた「入管法改定案」（難民申請者の強制送還や、刑罰で退去を強制する命令など）の骨格を維持した内容であり、日本弁護士連合会や多数の人権団体から反対が表明され続けている。

現在審議中の法案は、日本の包括的難民保護法制の未整備による、欧米に比して極端に低い難民認定率のまま、出身国に送還されれば政府などの迫害で、いのちに危険が及ぶ恐れがある難民申請者や、戦争などで日常が奪われて、生活基盤が出身国になく帰国出来ない人にも帰国を命じ、従わない場合は処罰や強制送還ができるとするもので、人道上許されない法案である。

また、在留資格の申請者を入管施設で収容する期間に上限がなく、収容の司法審査も導入されていない。2021年、名古屋入管施設で必要な医療も受けられないまま、いのちを奪われたウィシュマ・サンダマリさん（スリランカ出身）への非人道的な扱いへの反省もないままの、この改定法案は許しがたい内容である。

さらに改定法案では、収容に代わる新たな措置として「監理措置制度」が設けられているが、それは収容から一時的に「仮放免」された方の監理人（支援者・弁護士など）に、むしろ制裁を伴う報告義務が課せられており、支援とは相いれない立場に支援者を立たせて監視をより強めるものである。

なお、この「仮放免」という立場の外国人は、生活のために労働することすら禁じられ、生活保護も受けられず、健康保険にも入れず、生存権・いのちを脅かされ続けている。この現実、あってはならないものである。その他、「送還忌避罪」、「仮放免逃亡罪」などの新しい刑罰が設けられた、この改定法案に強い怒りを覚えざるを得ない。

今、日本社会において本当に必要なことは、強制送還や監視、刑罰新設などではなく、難民保護法制の整備などの国際基準の人道的法整備であり、すべての人に生まれながらにして与えられている人権の保障である。

排除ではなく、社会に生きる一人ひとりのいのちと人権が保障された「共に生きる世界」を主イエス・キリストにあって、多くの市民との連帯のもとでわたしたちは強く求める。

2023年4月14日

日本基督教団 京都教区 総会議長 今井 牧夫
日本基督教団 京都教区 宣教部 委員長 俣田 浩一
日本基督教団 京都教区 「教会と社会」特設委員会 委員長 川上 信